

資料02-04

①在日朝鮮人の法的地位に関する年表

年月日	事項	内容
1910/ 8/29	韓国「併合」	「大韓帝国」国籍剥奪、「日本」国籍付与
1945/ 8/15	日本、無条件降伏発表＝朝鮮解放	
1945/ 9/ 2	日本、降伏文書調印	
1945/12/15	朝鮮人の地位及び取扱に関する 総司令部渉外局発表	在日朝鮮人は正当な朝鮮人の政府が朝鮮半島に樹立され、その国家が彼らを樹立された国家の国民と認定するまでは日本国籍の保持者
1945/12/17	衆議院議員選挙法改正公布	在日朝鮮人の参政権停止
1947/ 5/ 2	外国人登録令公布	在日朝鮮人は外国人とみなし登録義務を課す(日本国憲法施行の前日、最後のポツダム勅令)
1948/ 8/15	大韓民国樹立	
1948/ 9/ 9	朝鮮民主主義人民共和国樹立	
1950/ 6/25	朝鮮戦争勃発(1953/7/27休戦)	
1951/10/ 4	出入国管理令公布(1951/11/1施行)	サンフランシスコ講和条約発効まで在日韓国・朝鮮人には適用されず
1952/ 4/28	サンフランシスコ講和条約(1951/9/8 調印)発効	法務府民事局長通達(1952/4/19民事甲438)により、在日韓国・朝鮮人は日本国籍を離脱、出入国管理令の対象となる
	外国人登録法公布・施行	新しく指紋押捺義務設定
	法律第126号公布・施行	1945/9/2以前からこの法律施行日までの日本在留者に暫定的な在留資格付与(通称「法126」または「法126-2-6」) 1952/4/29以後に生まれた子は在留期間3年(「法126」の子＝特定在留)
1955/ 4/27	外国人登録の指紋に関する政令施行(1955/3/5公布)	指紋押捺の強制開始
1966/ 1/17	日韓法的地位協定発効(1965/ 6/22 日韓基本条約・日韓法的地位協定など調印)	韓国籍者に永住権(協定永住)
1982/ 1/ 1	出入国管理及び難民認定法施行(1981/6/5公布)	「法126-2-6」該当者、特定在留者とその子どもに永住を認める(特例永住)
1991/11/ 1	出入国管理特例法施行(1991/5/10公布)	戦前から在留する在日韓国・朝鮮人およびその子孫に対し、一律に永住権を認める(特別永住)
1992/ 6/ 1	外国人登録法改正(1993/1/8施行)	永住者と特別永住者に対する指紋押捺撤廃
1999/ 8/18	外国人登録法改正(2000/4/1施行)	外国人に対する指紋押捺全廃

②法律第126号(1952年4月28日公布・施行)

[前略]

第2条

[中略]

- 6 日本国との平和条約の規定に基づき同条約の最初の効力発生の日において日本の国籍を離脱する者で、昭和二十年九月二日以前からこの法律施行の日まで引き続き本邦に在留するもの（昭和二十年九月三日からこの法律施行の日までに本邦で出生したその子を含む。）は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二十二條の二第一項の規定にかかわらず、別に法律で定めるところによりその者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる。

[後略]

[正式名称「ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律」]

③日韓法的地位協定(1965年6月22日調印、1966年1月17日発効)

第1条

- 1 日本国政府は、次のいずれかに該当する大韓民国国民が、この協定の実施のため日本国政府の定める手続に従い、この協定の効力の発生の日から五年以内に永住許可の申請をしたときは、日本国で永住することを許可する。

(a) 千九百四十五年八月十五日以前から申請のときまで引き続き日本に居住している者

(b) (a)に該当する者の直系卑属として千九百四十五年八月十六日以後この協定の効力発生の日から五年以内に日本国で出生し、その後申請のときまで引き続き日本国に居住している者

- 2 日本国政府は、1の規定に従い日本国で永住することを許可されている者の子としてこの効力の発生の日から五年を経過した後に日本国で出生した大韓民国国民が、この協定の実施のため日本国政府の定める手続に従い、その出生の日から六十日以内に永住許可の申請をしたときは、日本国で永住することを許可する。

[中略]

第2条

- 1 日本国政府は、第1条の規定に従い日本国で永住することを許可されている者の直系卑属として日本国で出生した大韓民国国民の居住については、大韓民国政府の要請があれば、この協定の効力発生の日から二十五年を経過するまでは協議を行うことに同意する。

[後略]

[正式名称「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」]

④出入国管理特例法(1991年5月10日公布、同年11月1日施行)

[前略]

(定義)

- 第2条 この法律において「平和条約国籍離脱者」とは、日本国との平和条約の規定に基づき同条約の最初の効力発生の日（以下「平和条約発効日」という。）において日本の国籍を離脱した者で、次の各号の一に該当するものをいう。

一 昭和二十年九月二日以前から引き続き本邦に在留する者

二 昭和二十年九月三日から平和条約発効日までの間に本邦で出生し、その後引き続き本邦に在留する者であつて、その実親である父又は母が、昭和二十年九月二日以前から当該出生の時（当該出生前に死亡したときは、当該死亡の時）まで引き続き本邦に在留し、かつ、次のイ又はロに該当する者であつたもの

イ 日本国との平和条約の規定に基づき平和条約発効日において日本の国籍を離脱した者

ロ 平和条約発効日までに死亡し又は当該出生の時後平和条約発効日までに日本の国籍を喪失した者であつて、当該死亡又は喪失がなかつたとしたならば日本国との平和条約の規定に基づき平和条約発効日において日本の国籍を離脱したこととなるもの

2 この法律において「平和条約国籍離脱者の子孫」とは、平和条約国籍離脱者の直系卑属として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留する者で、次の各号の一に該当するものをいう。

一 平和条約国籍離脱者の子

二 前号に掲げる者のほか、当該在留する者から当該平和条約国籍離脱者の孫にさかのぼるすべての世代の者（当該在留する者が当該平和条約国籍離脱者の孫であるときは、当該孫。以下この号において同じ。）について、その父又は母が、平和条約国籍離脱者の直系卑属として本邦で出生し、その後当該世代の者の出生の時（当該出生前に死亡したときは、当該死亡の時）まで引き続き本邦に在留していた者であつたもの

（法定特別永住者）

第三条 平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫でこの法律の施行の際次の各号の一に該当しているものは、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。

一 次のいずれかに該当する者

イ 附則第十条の規定による改正前のポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭和二十七年法律第二百二十六号）（以下「旧昭和二十七年法律第二百二十六号」という。）第二条第六項の規定により在留する者¹⁾

ロ 附則第六条の規定による廃止前の日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法（昭和四十年法律第四百十六号）（以下「旧日韓特別法」という。）に基づく永住の許可を受けている者²⁾

ハ 附則第七条の規定による改正前の入管法（以下「旧入管法」という。）別表第二の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者³⁾

二 旧入管法別表第二の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもって在留する者⁴⁾

（特別永住許可）

第四条 平和条約国籍離脱者の子孫で出生その他の事由により入管法第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなるものは、法務大臣の許可を受けて、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。

[後略]

注 1) 「法 126」 2) 協定永住者 3) 特例永住者 4) 「法 126」の子（特定在留者）

〔正式名称「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法」〕